日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



東京都

目 次

96

則 (教

○会計年度任用職員の勤務時間、

○職員の勤務時間、

休日、

規

則

-------(総務局人事部職員支援課)…

休暇等に関する規則の一部を改正する規則…(同)…

休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………… ○学校職員の勤務時間、休日、 ○都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………… 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 : Ŧī. Ŧ. ൛ൎ

○東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を

○東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改

七

六

規 程 交

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正す

○東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一部を改正

○東京都交通局非常勤職員の報酬、 改正する規程……… 費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を

程 水

規

1 ○東京都水道局職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する規程の一部を改正する規程…|○

> ○東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、 する規程……………………………………………………………………………………… 休暇等に関する規程の一部を改正

○東京都水道局非常勤職員の報酬、 改正する規程………………… 費用弁償及び期末手当に関する規程の一 部を

規 則

職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布す

る。

令和三年十二月二十二日

東京都知事

小

池

百

合子

●東京都規則第三百二十二号

職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規

号)の一部を次のように改正する。 職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則 (平成七年東京都規則第五十五

に次の二条を加える。 5 の下に「(これらの職員のうち臨時的任用の職にあった者を除く。)」を加え、 四項中「付与日(以下」の下に「この項において」を加え、同条に次の一項を加える。 当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたも 第十三条第一項中「以下」の下に「この条及び別表第二において」を加え、同条の次 のに、当該採用された月に応じ、別表第一の二に定める日数を加えたものとする。 として採用された場合における当該職員の当該採用された年の年次有給休暇の日数は、 第十二条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第二項第一号中「企業職員」 に規定する臨時的に任用された職員(以下「臨時的任用職員」という。)を除く。) 東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員(条例第十四条第三項 同条第

(臨時的任用職員の年次有給休暇の日数

九

第十三条の二 任用される期間 臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、一会計年度において引き続き (以下「任用期間」という。)に応じ、 別表第二の二のとおりとする。

数では、「一個一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了一個一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了一個一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了

用される場合又は東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間の中途において 次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの)から、前付与日か 以前の日である場合は、 与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日 **員に任用された日(以下この号において「任用日」という。)前一年の期間内に付** 退職後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合 た者若しくはその他任命権者が定める者が引き続き臨時的任用職員として新たに任 ら任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数 日数及び任用日の属する任用期間に応じ、別表第二の二に定める日数を加えた日数 付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった じた日数(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、 て「前付与日」という。)から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗 (前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年 東京都のいずれかの職 当該日数から前付与日前一年の期間内に付与されていた年 (臨時的任用の職及び会計年度任用の職を除く。)にあっ 新たに臨時的任用職 (以下この号におい

る日数を加えた日数
る日数を加えた日数
る日数を加えた日数
る日数のうちその年度に付与されたものに、任用期間に応じ、別表第二の二に定め
任用職員として新たに任用される場合
当該任用の日の前日に使用することができ
東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き臨時的

(臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越し)

(二 第十三条の三 東京都の臨時的任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌増

年度において引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

いう。以下この条において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において割り振られた勤務として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(その年度に新たに臨時的任用職員とないう。以下この条において同じ。)が八割に満たない者については、この限りでない。いう。以下この条において同じ。)が八割に満たない者については、この限りでない。の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、当該年度において割き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において、当該任年度において引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において、当該任

一条例第十四条、第十五条(日を単位とする場合を除く。)、第十六条及び第十七代休日超勤代休時間が承認された勤務日等(日を単位とする場合を除く。)、休日及び勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

2

条の規定による休暇により勤務しなかった期間条例第十四条、第十五条(日を単位とする場合を除く。)、第十六条及び第十七

一 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかった期

る義務を免除されて勤務しなかった期間四 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定により職務に専念す

第二十七条第二項に次のただし書を加える。

|項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。||第二十七条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第

二十八条の二を次のように改める。

(特別休暇等の特例)

とする。

2

第二十八条の三の次に次の一条を加える。

(臨時的任用職員に関する読替え)

二項及び第二十六条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「一の年」第二十八条の四 臨時的任用職員についての第二十二条の三第二項、第二十六条の三第

別表第二の次に次の一表を加える。

とあるのは「一の年度」とする。

別表第二の二(第十三条の二関係)

任 用 期 間	付与日数
十一月を超え一年以内の期間	二十日
十月を超え十一月以内の期間	十八日
九月を超え十月以内の期間	十七日
八月を超え九月以内の期間	十五日
七月を超え八月以内の期間	十三日
六月を超え七月以内の期間	十二日
五月を超え六月以内の期間	十日

ご用引 二日 一次 二月以内の期間 一次 二日 一日 二日
五月以内の期間 八日

附則

- 項までの改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十七条第二項から第八
- 申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。則第四号)第二十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する介護休暇の十七条(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二

令和三年十二月二十二日会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百二十三号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規則第四会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- ヮ)の一部を次のように改正する。
- 第一条中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。
- 第十二条第三項を次のように改める。
- の日数は、当該各号に定める日数とする。 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇
- 関する規則(平成二十七年東京都規則第七号)第五条第二項に規定する任期の更新間満了後引き続き職員として新たに任用される場合(会計年度任用職員の任用等に同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期

内で使用した日数を差し引いた日数のとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度のとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度をしたときを含む。) 当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するも

れる場合 在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用さ た者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に 前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数 れていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの)から、 定める日数を加えた日数(前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇 に所定の勤務日数、 日」という。)から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数 に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下「前付与 (一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数) に、 年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並び 東京都のいずれかの職(会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。)にあっ 付与日が任用日前二年以前の日である場合は、 新たに職員に任用された日(以下「任用日」という。)前一年の期間内 在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に 前付与日前一年の期間内に付与さ 前付与日前

及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数おいて引き続き在職する期間が十二月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間おいて引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度に 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度に

属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日のて新たに任用される場合。当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員とし

日の属する年度に付与されたもの」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項第二号「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「、使用しなかった日数」を「同年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「にあった者が当該任用の期間の属する

及び第四号」に改める。

条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。(第十五条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、

同

第二十条の次に次の二条を加える。

(出産支援休暇)

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十二条の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第二十条の三 育児参加休暇については、規則第二十二条の二の規定を準用する。

第二十六条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める

二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「(平成二十七年東京都規則第七第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第

号)」を削る。

第三十二条中「第二十一条」を「第二十条の二から第二十一条まで」に改める。

附則

は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。十条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、第二

る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。条の二に規定する出産支援休暇及び同規則第二十条の三に規定する育児参加休暇に係2.この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十

則(教)

規

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十五号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(昭和四十九年東京都教育委員会規則)

お

いても行うことができる。

0) 一部を次のように改正する。

短期の介護休暇については」を加え、「当該学校」を「、当該学校」に改め、 各学校における一週間の所定の勤務日数を通算して、子どもの看護休暇、夏季休暇及び 用した」の下に「出産支援休暇、育児参加休暇、」を加え、同条第四項中「ときは」の 第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、 下に「、第二項に規定する特別休暇のうち、出産支援休暇及び育児参加休暇については、 第十八条の二第一項第二号中「から第二十二条まで、第二十三条の三」を削り、 育児参加休暇」を加え、同条第三項中 「子ども 同条 使

の看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を」を削る。

第十八条の三第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。 第二十三条の三第一項中 「場合」の下に「並びに教育委員会が東京都人事委員会の承

認を得て別に定める場合」を加える。

1 ら施行する。 この規則は、 令和四年一 月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

2 ヒ規定する出産支援休暇及び育児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前に この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の二

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東 京 都 教 育 委

員

会

●東京都教育委員会規則第三十六号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則 (平成十九年東京都教育委員会規則第六

十号)の一部を次のように改正する

まで、 第二十一条中「第十条第二項」を「第十条」に改め、同条第二号中「から第二十二条 第二十三条の三」を削る。

第二十二条第一 二項中 「同条第三項」 を 「同条第二項」に改める。

5

一十四条第一項中「使用した」の下に「出産支援休暇、 育児参加休暇、 を加え、

同条第二項中 「使用した」の下に「出産支援休暇、育児参加休暇、 「第二十

三条の三」を「第二十三条から第二十三条の三まで」に改める。

得て別に定める場合」を加える。 第二十九条第一項中「場合」の下に「並びに教育委員会が東京都人事委員会の承認を

第四項、 第三十七条第三項第二号中「第二十八条第五項、 第五項及び第七項」に改める。 第六項及び第八項」を 「第二十八条

則

1 ら施行する。 この規則は、 令和四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

規定する出産支援休暇及び育児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前にお この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十一

いても行うことができる。

2

布する。 学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公

令和三年十二月二十二日

●東京都教育委員会規則第三十七号

東 京

都 教 育 委

員

会

学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正す

学校職員の勤務時間、 休日、

休暇等に関する条例施行規則

(平成七年東京都教育委員

第二十八条第二項に次のただし書を加える。

の一部を次のように改正する。

会規則第五号)

当該介護休暇は承認しない。 の休暇(前条に規定するものを除く。)、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇に よりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日 ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の

項及び第七項」に改める

第三十一条中「第二十八条第五項、第六項及び第八項」を「第二十八条第四項、第

阿目

施行する。 1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から

さいの規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号)第十八条の三第二項、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(昭和四十九年東京都教育立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和四十九年東京都教育本員会規則第二十二条第二項及び東京都公委員会規則第二十二条第二項及び東京都教育を員会規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

る規則を公布する。 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正す

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十八号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の

部を改正する規則

東京都教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年

第一条中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める

第十二条第三項を次のように改める。

(1) 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇

の日数は、当該各号に定める日数とする。

に所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に 前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数 定める日数を加えた日数 に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下 れる場合 在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用さ た者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に れていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの) の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与さ 日」という。)から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数 (一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数) に、前付与日前 東京都のいずれかの職(会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。)にあ 年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並び 新たに職員に任用された日(以下「任用日」という。)前一年の期間内 (前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇 「前付与

及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数おいて引き続き在職する期間が十二月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間おいて引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度に 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度に

属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数 同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日のて新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員とし

東

7

規則を公布する

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、

休暇等に関する規則の一部を改正する

年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、

十四条第一項中

「から引き続き職員に」を「にあった者が当該任用の期間の属する

「当該任用の日の前日に使用することができる」に、

規則第四号)」を削る。 第二十条の三 2 第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十二条の規定を準用する。 条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、 日の属する年度に付与されたもの」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項第二号 1 二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、 及び第四号」に改める (育児参加休暇 (出産支援休暇) 第十五条第一項中「育児時間」の下に「、 関する規則第二十条の二に規定する出産支援休暇、 第三十二条中「第二十一条」を「第二十条の二から第二十一条まで」に改める。 第二十六条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。 第二十条の次に次の二条を加える。 児参加休暇及び同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施 十条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定 第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、 は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、 この規則は、 の日前においても行うことができる。 育児参加休暇については、 令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、 規則第二十二条の二の規定を準用する。 出産支援休暇、 育児参加休暇」を加える。 「(平成二十七年東京都教育委員会 同規則第二十条の三に規定する育 育児参加休暇」

令和三年十二月二十二日

東 京 都

教 育

委 員

会

●東京都教育委員会規則第三十九号

「、使用しなかった日数」を「同 「当該年度に付与された」を

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の

京都教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、 を改正する規則 休暇等に関する規則 (平成二十七年東

を加え、

同

第十二条第三項を次のように改める。

3

- の日数は、当該各号に定める日数とする。 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇
- 以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することが 間満了後引き続き職員として新たに任用される場合(東京都公立学校会計年度任用 できる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数 職員の任用等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第五号)第五条第 | 「項に規定する任期の更新をしたときを含む。) | 当該任用以前の勤務と当該任用 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期

「第

年以前の日である場合は、 職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日 れていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、 るときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与日前一年の期間内に付与さ 任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数(一日未満の端数があ 員に任用された日(以下「任用日」という。)前一年の期間内に付与されていた年 として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職す の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの)から、 次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下「前付与日」という。)から る期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合 東京都のいずれかの職(会計年度任用の職を除く。)にあった者が引き続き職員 (前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二 前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇 前付与日から任用日 新たに職 在

休暇等に

第二

前日までに使用した日数を差し引いた日数

及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数おいて引き続き在職する期間が十二月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間おいて引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度に三 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度に

等一に依ちら。 第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「第十二条第三項第二年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「、使用しなかった日数」を「同年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「にあった者が当該任用の期間の属する

条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。第十五条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同

第二十条の次に次の二条を加える。

(出産支援材彫)

(育児参加休暇

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十三条の規定を準用する。

第二十六条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第二十条の三 育児参加休暇については、規則第二十三条の二の規定を準用する。

第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第

規則第五号)」を削る。二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「(平成二十七年東京都教育委員会

第三十二条中「第二十一条」を「第二十二条の二から第二十一条まで」に改める。

附則

する規則第二十条の二に規定する出産支援休暇及び同規則第二十条の三に規定する育2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。 十条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、第二

児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

規程(交)

●交通局規程第六十四号

を次のように定める。 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

令和三年十二月二十二日

オミダーニリーーニュ

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改

東京都交通局長

内

淳

正する規程

第十四号)の一部を次のように改正する。東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程

項を加える。 第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一第十三条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中

た月に応じ、別表第三の三に定める日数を加えたものとする。 前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、当該採用されにおける当該職員の当該採用された年の年次有給休暇の日数は、当該採用された日の東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員として採用された場合

項」に改める。 第五項」を「第六項」に、「同条第十項」を「同条第十年)

(特別休暇等の特例)

第二十八条の二を次のように改める。

続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における第二十六条の二の規定の任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引きについては、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。において、当該採用された年における第十四条から第二十七条の二までの規定の適用第二十八条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員に採用された場合

適用については、この限りでない

附

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●交通局規程第六十五号

程を次のように定める。 東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規

令和三年十二月二十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を

局規程第七号)の一部を次のように改正する。東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、

休暇等に関する規程

(平成二十七年交通

兀

属する在職する期間に応じ、

別表第三に定める日数を加えた日数

第十一条第三項を次のように改める。

一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期の日数は、当該各号に定める日数とする。3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇

日」という。)から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下「前付与れる場合 新たに職員に任用された日(以下「任用日」という。)前一年の期間内れる場合 新たに職員に任用された日(以下「任用日」という。)前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当な場合又は東京都の会計年度任用の職に二 東京都のいずれかの職(会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。)にあっ

前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数に所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三にに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三にに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三にに所定の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並び一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並び

(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)

に、

前付与日前

同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日のて新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数 及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数 は 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員としおいて引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度に

東京都の会計年度任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度に

十一条第三項第二号及び第四号」に改める。かった日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十一条第三項」を「第度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「、使用しな間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用された」に、「当該年第十三条第一項中「から引き続き職員に任用される」を「にあった者が当該任用の期

条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。第十四条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、

同

第十九条の次に次の二条を加える。

(出産支援休暇)

第十九条の二 出産支援休暇については、規程第二十二条の規定を準用する。

(育児参加休暇

第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第第十九条の三 育児参加休暇については、規程第二十二条の二の規定を準用する。

| 号)| を削る。| 二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「(平成二十七年交通局規程第三| 二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「(平成二十七年交通局規程第三

「、第十九条の二、第十九条の三」を加える。「明明にだし書中「職員の」の下に「第十九条の二、第十九条の三、」を、「あるときは」の下に「明明ただし書中「職員の」の下に「第十九条の二、第十九条の三、」を加え、同条第二第三十二条第一項中「使用した」の下に「第十九条の二、第十九条の三、」を加え、

队

参加休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。る規程第十九条の二に規定する出産支援休暇及び同規程第十九条の三に規定する育児2 この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関す

●交通局規程第六十六号

る規程を次のように定める。東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正す

令和三年十二月二十二日

東京都交通局長 内 藤

淳

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一

部を改正する規程

交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程(平成二十七年

四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。第九条第二項中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第

れている場合
五 会計年度任用職員勤務時間規程第十九条の二の規定により出産支援休暇を承認さ

六 会計年度任用職員勤務時間規程第十九条の三の規定により育児参加休暇を承認さ

れている場合

第九条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 会計年度任用職員勤務時間規程第十六条の規定により妊娠出産休暇を承認されて

いる場合

第九条第二項に次の一号を加える。

前各号に掲げるもののほか、局長が別に定める場合

第十五条第二項第三号中「第九条第二項第六号」を「第九条第二項第九号」に改める。

附則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

程(水)

規

●東京都水道局管理規程第二十二号

ようこぎかる。 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次

のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長 浜

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正す

る規

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都水道局管

理規程第四号)の一部を次のように改正する。

し、第五項の次に次の一項を加える。 第十七条中第十七項を第十八項とし、原子中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中 一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中 第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項第 の 第五項の次に次の一項を加える。

き職員として採用された場合における当該職員の当該採用された年の年次有給休暇の6 前各項の規定にかかわらず、東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続

されたものに、 当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与 当該採用された月に応じ、

第三十条第三項中「第十七条第八項第二号イ」を「第十七条第九項第二号イ」に改め 別表第二に定める日数を加えたものとする。

第三十二条第三項に次のただし書を加える。

当該日の当該介護休暇は承認しない。 護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、 の休暇(第三十条の四に規定するものを除く。)、職務専念義務の免除等及び当該介 ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他

四項とし、同条第六項から同条第九項までを一項ずつ繰り上げる。 第三十二条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、 同項を同条第

第三十三条の二を次のように改める。

(特別休暇等の特例

第三十三条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員に採用された場合 九条の規定 を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における第十 するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職 条の二の規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続 において、当該採用された年における第十八条、第十九条、第三十二条及び第三十二 (長期勤続休暇に限る。)の適用については、この限りでない。

東

2 1 項までの改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。 一十七年東京都水道局管理規程第六号)第二十四条において準用する場合を含む。) **に規定する介護休暇の申請等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。** この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、 この規程は、 (東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、 令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十二条第三項から第九 休日、休暇等に関する規程 休暇等に関する規程 (平成

●東京都水道局管理規程第二十三号

程を次のように定める。 東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一部を改正する規

令和三年十二月二十二日

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一 部を

東京都水道局長

浜

葉子

改正する規程

都水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する 東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程 (平成二十七年東京

第十条第三項を次のように改める。

3 の日数は、当該各号に定める日数とする 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇

後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することがで 間満了後引き続き職員として新たに任用される場合(東京都水道局会計年度任用職 項に規定する任期の更新をしたときを含む。) 当該任用以前の勤務と当該任用以 員の任用等に関する規程 きる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期 (平成二十七年東京都水道局管理規程第三号) 第五条第二

項の規定に基づき臨時的に任用される職(以下「臨時的任用の職」という。 前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかっ 新たに任用される場合 度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として を乗じた日数(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、 く。)にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年 た日数並びに所定の勤務日数、 (以下「前付与日」という。) から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数 東京都のいずれかの職 年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日 新たに職員に任用された日(以下「任用日」という。)前 (会計年度任用の職及び地方公務員法第二十二条の三第一 在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、

内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたも 次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、 別表第三に定める日数を加えた日数 から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数 (前付与日前一年の期間内に付与されていた年 前付与日前一年の期間

おいて引き続き在職する期間が十二月に満たない場合
所定の勤務日数、 おいて引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度に 及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度に 在職期間

2

第十二条第一項中「から引き続き職員に」を「にあった者が当該任用の期間の属する 四 同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、 属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数 て新たに任用される場合 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員とし 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち 在職期間及び任用の日の

第四号」に改める。 日の属する年度に付与されたもの」に、「第十条第三項」を「第十条第三項第二号及び 年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、 「当該任用の日の前日に使用することができる」に、 「、使用しなかった日数」を 「同 「当該年度に付与された」を

条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、 第十三条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、 育児参加休暇」を加える。 育児参加休暇」 を加え、 同

第十八条の次に次の二条を加える。

(出産支援休暇)

(育児参加休暇

第十八条の二 出産支援休暇については、勤務時間規程第二十六条の規定を準用する。

第十八条の三 育児参加休暇については、 勤務時間規程第二十六条の二の規定を準用す

二十四条まで」の下に「及び第二十六条」を加え、 第二十四条中 「第五項」を「第四項」に、 「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、 「同条第四項」を 「(平成二十七年東京都水道局管理 「同条第三項」に改める。 第

規程第三号)」を削

第三十条中「第十九条」を「第十八条の二から第十九条まで」に改める。

1 同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。 八条の次に二条を加える改正規定、第二十四条の改正規定及び第三十条の改正規定は この規程は、 令和四年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定、

参加休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。 る規程第十八条の二に規定する出産支援休暇及び同規程第十八条の三に規定する育児 この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関す

●東京都水道局管理規程第二十四号

る規程を次のように定める。 東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正す

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長

東京都水道局非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する規程の一

部を改正する規程

東京都水道局非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する規程 (平成二十七年

第十五条第二項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、 第四号を第七号とし、 東京都水道局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五. 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第十八条の二の規定により出産支援

休暇を承認されている場合

六 休暇を承認されている場合 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第十八条の三の規定により育児参加

第十五条第二項中第二号を第三号とし、 第一号の次に次の一号を加える。

会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第十五条の規定により妊娠出産休暇

を承認されている場合

г	(増刊 96)	東	京	都	公	報	令和3年12月22日	(水曜日)	14
 発 行									
電 東 東 話 京									
(五三三 区西新 三									
二二 福二十									
一 目 一 八 —									
発 電話 〇三(五三:二一)一一一一(代) 解:63-64 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番 号									
定価									
送 六、 料 た、 十 十									
含 〇 五 0 五 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1									
印刷所									
电話 ()									
○三(三) 文京区 印									
八二 日 刷									
こ 丁 ** 五 目 式 二 十 式									
(郵送料を含む。)印 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵113一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 番001 本号									
□ 									
113-0001									
FSC = 27 7 X KE FSC* C006270									
FSC* C006270									